

大田市長の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和3年4月20日

大田市長 **楯野弘和**

大田市条例第19号

大田市長の期末手当の特例に関する条例

第1条 この条例は、市長の期末手当の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 令和3年6月の市長の期末手当については、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）第3条の規定にかかわらず、これを支給しないこととする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。